

宮崎学園短期大学学則

第1章 総 則

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、一般教養と密接な関連のもとに実際的な専門学術の理論及び職業技能を教授研究して、社会人類の福祉に貢献する人物を育成することを目的とする。

2 各学科の教育研究上の目的及び学位授与の方針は、別に定める。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

保 育 科	入学定員	210名	収容定員	420名
現代ビジネス科	入学定員	50名	収容定員	100名

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年をこえて在学することはできない。

第2章 教育課程

第5条 授業科目を一般教育科目、専門教育科目、図書館学に関する科目、全国大学実務教育協会認定資格に関する科目、全国音楽療法士養成協議会称号に関する科目、一般社団法人日本知育玩具協会認定資格に関する科目、本学独自資格「発達障がい児サポーター」に関する科目、国立青少年教育振興機構認定資格に関する科目に分ける。

- 2 前項に掲げる科目は、別表1に定める授業科目をもって構成する。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 前項により与えることができる単位数は、30単位を超えないものとする。

第6条 開講科目及び単位数は、別表1に定める。

第3章 履修方法、卒業の要件、学位の授与及び免許・資格

第7条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。また、芸術等の分野における個人指導による実技の授業科目については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適當と認められるときは、2単位を与える。

第8条 卒業に必要な単位は、62単位以上とし、その内訳は次のとおりである。

- (1) 一般教育科目については、人文社会分野（文系）から2単位以上、自然科学分野（理系）から2単位以上、合計14単位以上を修得しなければならない。なお、他学科専門教育科目のうち、別表2に定める科目については、6単位までを在籍学科の一般教育科目として充当できる。
- (2) 専門教育科目については、48単位以上を修得しなければならない。

第9条 学長は、本学に2年以上在学し、第8条に定める科目及び単位を修得して卒業の要件を充足した者は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業認定した者には、教授会の議を経て、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第10条 本学の各学科において取得できる免許状・資格及び称号は、次のとおりである。

学 科	教育職員免許状	資 格	称 号
保育科	幼稚園教諭二種免許状	保育士資格 社会福祉主事任用資格 こども音楽療育士 ベビートイ2級 キッズトイ2級 発達障がい児サポーター 認定絵本士	音楽療法士（2種）
現代ビジネス科		司書 情報処理士 ビジネス実務士 上級ビジネス実務士 上級秘書士（メディカル秘書） 社会福祉主事任用資格 実践キャリア実務士 プレゼンテーション実務士	

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定された科目及び単位を修得しなければならない。

3 保育科において保育士資格を取得しようとする者は、卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を修得しなければならない。

4 現代ビジネス科において司書となる資格を取得しようとする者は、卒業の要件を充足し、かつ、図書館法施行規則第4条（昭和25年文部省令第27号、平成21年4月30日一部改正）に規定された科目及び単位を修得しなければならない。

5 保育科・現代ビジネス科において、社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、社会福祉主事の設置に関する法律及び社会福祉主事の資格に関する科目指定に規定された科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第11条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。なお単位互換等にかかる本学 指定科目等は別に定める。

2 前項の規定は学生が外国の大学に留学する場合にも準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。学

修の種類、認定科目的名称、認定単位等については別に定める。

4 前項の規定により与えることができる単位数は、第2項の規定による単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第12条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

第13条 履修に関する細則は、別に定める。

第4章 学年・学期及び休業日

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月 1日から9月30日まで

後期 10月 1日から翌年3月31日まで

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業（9月1日から9月30日まで）
- (4) 冬季休業（12月24日から翌年1月7日まで）
- (5) 春季休業（3月20日から3月31日まで）

2 学長は、前項の規定にかかわらず、必要があれば臨時に授業を行い、また、休業日を変更することができる。

第17条 1年間の授業を行う期間は、試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 入学・休学・転学及び退学

第18条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 前項の他にも必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当にするものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及びこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む)

第20条 入学を志願する者は、本学所定の入学願書に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

第21条 入学志願者の検定料は、26,000円とする。

第22条 入学志願者には、別に定めるところにより選考を行う。

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書・在学保証書及び住民票記載事項証書を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

第24条 入学を許可された者の入学金は、200,000円とする。

第25条 本人もしくは保証人につき届出事項に変更があった時は、直ちに届け出なければならない。

第26条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により、3か月以上修学することができない者があるときは、休学を許可することができる。

2 休学しようとする者はその理由を詳記し、保証人連署で願い出なければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

第27条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。休学の期間は通算して2年を超えることができない。

第28条 休学の期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 他の大学に入学又は転学を志望する者は、予め学長の許可を得なければならない。

第30条 学長は、他の大学から本学に転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者について、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数を決定する。

3 その他転入学に関する規程は別に定める。

第31条 学長は、次の各号の一に該当する場合は、退学を認める。

- (1) 疾病等により修学不能となり退学を申し出た者
- (2) 本人に修学の意志がなく退学を申し出た者
- (3) 家庭の事情により修学できないと本人が判断し退学を申し出た者

2 退学しようとする者はその事由を詳記し、保証人連署で願い出なければならない。

第32条 正当な事由で退学した者が復学を希望し、願い出たときは復学を許可することができる。

第33条 学長は、次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条に定める在学年限をこえた者
- (2) 第27条に定める休学の期間をこえて、なお修学できない者
- (3) 学費納入の義務を怠り、督促状に指定された納入期限が過ぎてもなお納付しない者
- (4) 死亡及び長期間にわたり行方不明の者

第6章 学 費

第34条 学費とは、次に掲げるものをいう。

授業料、教育充実費、その他

第35条 授業料は、年額620,000円とし、これを二期に分けて指定の期日までに納入しなければならぬ。

第36条 授業料、教育充実費等については、次年度（その年度の入学生と同額）に変更することがある。

第37条 学費に関する細則は、別に定める。

第38条 委託学生、科目等履修生、研究生の選考料、登録料及び履修料は別に定める。

第7章 職 員 組 織

第39条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手、並びに事務職員及び技術職員を置く。
2 本学に学長補佐を置くことができる。

第40条 各職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第8章 教 授 会

第41条 本学に教授会を置き、教授の全員をもって組織する。

2 学長は、必要に応じ、准教授・専任講師及びその他の職員を加えることができる。

第42条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第43条 教授会の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

第9章 専攻科

第44条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

(1) 福祉専攻

第 45 条 専攻科（福祉専攻）の修業年限は 1 年とする。ただし、2 年をこえて在学することはできない。

第 46 条 専攻科（福祉専攻）（以下「福祉専攻」と言う。）は、介護福祉士の養成を目的とする。

第 47 条 福祉専攻の定員は、50 名とする。

第 48 条 福祉専攻に入学することのできる者は、児童福祉法施行令（昭和 23 年 政令第 74 号）第 5 条第 1 項の規定による教育機関として指定を受けた短期大学又は大学等を卒業し、かつ、保育士の資格を有する者とする。

第 49 条 福祉専攻で開設する授業科目の種類及びその単位数等は、別表 3 に定める。

第 50 条 福祉専攻を修了し、介護福祉士国家試験受験資格を取得するためには、学生は 1 年以上在学し、58 単位以上を修得しなければならない。

2 学長は、別表 3 に定める授業科目の履修により、単位を修得した者には、教授会の議を経て、修了を認定する。

3 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

4 福祉専攻の単位修得については、本則第 11・12 条は適用しない。

5 その他、福祉専攻の履修に関する規程は、別に定める。

第 51 条 専攻科の入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金については、別に定める。

第 10 章 奨 学 生

第 52 条 学生に対しては、必要に応じて別に定めるところにより宮崎学園短期大学奨学金を支給する。

第 11 章 委託学生・科目等履修生・研究生・外国人留学生・派遣学生・特別聴講学生

第 53 条 学長は、公共団体又はこれに準ずる機関から、本学の特定の科目について修学を委託されたときは、委託学生として履修を許可することがある。

第 54 条 学長は、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第 55 条 学長は、本学を卒業した者又は、これと同等以上の資格を有する者で、特に本学で研究を希望する場合は、研究生として修学を許可することがある。研究生は、指導教授を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。研究生に関する規程は、別に定める。

第 56 条 学長は、第 19 条に定める入学資格を有する外国人で入学を希望する者に対し、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第 57 条 派遣学生の規程は別に定める。

第 58 条 特別聽講学生の規程は別に定める。

第 12 章 賞 罰

第 59 条 学長は、在学中本学の教育目的に沿い、志操堅固にして成績優秀な者及び本学の諸活動に特に貢献した者を表彰することがある。

第 60 条 学長は、学生がその本分を守らない時は、これを懲戒する。懲戒は戒告、停学及び退学とする。

2 前項の退学等は、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第 13 章 図 書 館

第 61 条 本学は、宮崎学園図書館を利用する。図書館に関する規程は別に定める。

第 14 章 附属施設

第 62 条 本学に幼保連携型認定こども園を置く。幼保連携型認定こども園に関する細則は別に定める。

附 則

本学則は昭和 41 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 42 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 43 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 45 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 47 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 48 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 49 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 50 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 51 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 52 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和 53 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和54年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和55年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和56年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和57年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和58年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和59年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和60年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和61年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和62年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は昭和63年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は平成元年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は平成2年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

本学則は平成3年4月1日から適用する。

第4条に規定する国文科・英語科の学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成3年度		平成4年度～11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文科	100名	175名	100名	200名	75名	175名
英語科	120名	220名	120名	240名	100名	220名

附 則

本学則は平成4年4月1日から適用する。

附 則

本学則は平成5年4月1日から適用する。

附 則

本学則は平成6年4月1日から適用する。

ただし、第4条の規定にかかわらず、平成6年度の総定員は次のとおりとする。

保育科 270名

国文科 150名

初等教育科 140名

音楽科 80名

英語科 200名

附 則

本学則は平成7年4月1日から適用する。

附 則

本学則は平成8年4月1日から適用する。

附 則

本学則は平成9年4月1日から適用する。

附 則

本学則は平成10年4月1日から適用する。

ただし、第4条の規定にかかわらず、学生定員は平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育科	180名	300名	180名	360名	180名	360名	180名	360名
国文科	85	185	85	170	60	145	60	145
初等教育科	50	110	50	100	50	100	50	100
音楽科	30	60	30	60	30	60	30	60
英語科	85	205	85	170	65	150	65	150

附 則

本学則は平成11年4月1日から適用する。

ただし、第4条の規定にかかわらず、学生定員は平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育科	180名	300名	180名	360名	180名	360名	180名	360名
国文科	85	185	85	170	60	145	60	145
初等教育科	50	110	50	100	50	100	50	100
音楽科	30	60	30	60	30	60	30	60
英語科	85	205	85	170	65	150	65	150

附 則

本学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年度における設置学科及び学生定員は、第3条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする

保育科 入学定員 180名 収容定員 360名

初等教育科 入学定員 50名 収容定員 100名

音楽科 入学定員 30名 収容定員 60名

人間文化学科 入学定員 120名 収容定員 240名

国文科 収容定員 85名

英語科 収容定員 85名

3 国文科・英語科は平成14年度をもって募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

- 4 平成14年度入学生の教育課程は従前のとおりとする。
- 5 第10条3項は、平成15年11月28日までは下記のとおりとする。

保育科において保育士資格を取得しようとする者は、卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を修得しなければならない。

附 則

本学則は平成16年4月1日から施行する。

- 2 英語科は平成15年度をもって廃止する。

附 則

本学則は平成17年4月1日から施行する。

- 2 国文科は平成16年度をもって廃止する。

附 則

本学則は平成18年4月1日から施行する。

- 2 第3条の規定にかかわらず、平成18年度の収容定員は次のとおりとする。

保育科 390名

初等教育科 100名

音楽科 60名

人間文化学科 210名

- 3 第9条短期大学士の学位授与については、平成18年1月1日から施行する。

附 則

本学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成22年4月1日から施行する。

- 2 専攻科（音楽療法専攻2年課程）は、平成21年度をもって募集を停止し、在学生の修了をもって廃止する。

附 則

本学則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成26年度における設置学科及び学生定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

保育科	入学定員	210名	収容定員	420名
-----	------	------	------	------

現代ビジネス科	入学定員	50名	収容定員	100名
---------	------	-----	------	------

初等教育科			収容定員	50名
-------	--	--	------	-----

音楽科			収容定員	30名
-----	--	--	------	-----

人間文化学科			収容定員	90名
--------	--	--	------	-----

3 初等教育科・音楽科・人間文化学科は平成25年度をもって募集を停止し，在学生の卒業をまつて廃止する。

4 平成25年度入学生の教育課程は従前の通りとする。

附 則

本学則は平成27年4月1日から施行する。

2 初等教育科・音楽科・人間文化学科は平成26年度をもって廃止する。

附 則

本学則は平成28年4月1日から施行する。

2 専攻科音楽療法専攻は平成27年度をもって廃止する。

附 則

本学則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学生の教育課程は従前のとおりとする。

3 第51条は、2020年4月1日から適用する。

附 則

本学則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前の入学生の教育課程は従前のとおりとする。

附 則

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前の入学生の教育課程は従前のとおりとする。

附 則

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度以前の入学生の教育課程は従前のとおりとする。

別表1（学則第5条・第6条関係）

1 一般教育科目

授業科目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
哲 学		2	
倫 理 学		2	
心 理 学 概 論		2	
社 会 心 理 学		2	
文 学		2	
児 童 文 学		2	
宗 教		2	
日 本 国 憲 法		2	
教 育 学 I		2	
教 育 学 II		2	
生 涯 学 習 概 論		2	
生 物 学		2	
化 学		2	
生 命 科 学		2	
数 学		2	
情 報 处 理 概 論 I	1		演 習
情 報 处 理 概 論 A	1		演 習
情 報 处 理 概 論 II	1		演 習
情 報 处 理 概 論 B	1		演 習
コ ミ ュ ニ ケ ジ ョ ン 英 語 I a	1		演 習
コ ミ ュ ニ ケ ジ ョ ン 英 語 I b	1		演 習
コ ミ ュ ニ ケ ジ ョ ン 英 語 II a			演 習
コ ミ ュ ニ ケ ジ ョ ン 英 語 II b		1	演 習
健 康 の 科 学	1	1	
体 育 実 技	1		実 技
人 間 の 研 究 (礼 節)	1		演 習
人 間 の 研 究 (勤 労)	1		演 習
読 む 聞 ク 書 ク 話 ズ 入 門			
キャリアガイダンス I		2	演 習
キャリアガイダンス II		1	演 習
ボランティア実習 I		1	実 習
ボランティア実習 II		1	実 習
学 び の ス テ ッ プ		1	
自 然 災 害 と 防 災		2	講 義 ・ 演 習
障 が い と 社 会		2	
		2	

2 専門教育科目

(1) 保育科

授業科目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
器 楽 I	1		演 習
器 楽 II	1		演 習
器 楽 III		1	演 習
器 楽 IV		1	演 習
卒 業 研 究		2	演 習
子どもと健康	1		演 習
子どもと人間関係	1		演 習
子どもと環境	1		演 習
子どもと言葉	1		演 習
子どもと表現（音楽）I	1		演 習
子どもと表現（音楽）II		1	演 習
子どもと表現（造形）I	1		演 習
子どもと表現（造形）II		1	演 習
保育内容総論		1	演 習
保育内容「健康」の指導法	1		演 習
保育内容「人間関係」の指導法	1		演 習
保育内容「環境」の指導法	1		演 習
保育内容「言葉」の指導法	1		演 習
保育内容「表現」の指導法 I	1		演 習
保育内容「表現」の指導法 II	1		演 習
教職概論	2		
教育原理			
社会福祉論			
子ども家庭支援論		2	
子ども家庭福祉	2	2	
保育原理	2	2	
保育者論	2		
社会的養護 I			
教育心理学	2		演 習
保育の心理学		2	
子ども家庭支援の心理学	2		
臨床心理学		1	
子どもの保健	2		演 習

子どもの理解と援助	1	2	演習
子どもの食と栄養 I			演習
子どもの食と栄養 II			演習
教育課程論		1	演習
社会的養護 II		1	演習
子育て支援	1	2	
乳児保育 I	2	1	
乳児保育 II	1		演習
子どもの健康と安全	1		演習
特別支援教育 I			演習
特別支援教育 II			演習
器楽活用法		1	演習
身体表現及び即興演奏法		1	
教育方法と技術		2	
幼児教育相談		2	
保育・教職実践演習(幼稚園)		2	演習
教育実習前後指導		2	実習
教育実習		2	実習
保育実習指導 I		1	演習
保育実習指導 II		4	演習
保育実習 I a		2	実習
保育実習 I b		1	実習
保育実習 II		2	実習
保育実習 III		2	実習
障がいのある子どもと保育		2	
		2	
		2	

(2) 現代ビジネス科

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
日本語表現 I		2	
日本語表現 II		2	
フ。レセ、ンテーション概論	2		
フ。レセ、ンテーション演習		1	演習
Business English		2	
情報処理演習 I a		1	演習
情報処理演習 I b		1	演習
情報処理演習 II a		1	演習
情報処理演習 II b		1	演習
情報機器利用フ。レセ、ンテーション演習		1	演習
情報サービス論	2		
ビジネス実務総論 I		2	
ビジネス実務総論 II		2	

ビジネス実務演習 I a		1	演習
ビジネス実務演習 I b		1	演習
ビジネス実務演習 II a		1	演習
ビジネス実務演習 II b		1	演習
スタディ・スキル I a	1		演習
スタディ・スキル I b		1	演習
スタディ・スキル II a		1	演習
スタディ・スキル II b		1	演習
企業簿記 I a		1	演習
企業簿記 I b		1	演習
企業簿記 II a		1	演習
企業簿記 II b		1	演習
現代ビジネス論		2	
経営学総論		2	
企業実習 I		1	実習
企業実習 II		2	実習
企業実習 III		2	実習
企業実習 IV		2	実習
企業実習 V		2	実習
販売学総論 I		2	
販売学総論 II		2	
ファイナンシャル・ランナー総論 I		2	
ファイナンシャル・ランナー総論 II		2	
コミュニケーションテクニック演習 I		1	演習
コミュニケーションテクニック演習 II		1	演習
健 康 と 疾 病		2	
解剖生理学 I		2	
解剖生理学 II		2	
医療用語 I		2	
医療用語 II		2	
看護概論		2	
秘書学概論	2		
医療秘書学概論		2	
秘書実務演習 I		1	演習
秘書実務演習 II		1	演習
医療秘書実務 I		1	演習
医療秘書実務 II		1	演習
医療情報学		2	
医療関係法規 I		2	
医療関係法規 II		2	
医科診療報酬請求論 I		2	
医科診療報酬請求論 II		2	
医科診療報酬請求実務 I		2	演習
医科診療報酬請求実務 II		2	演習
医科診療報酬請求実務 III		2	演習

介護報酬請求演習		1	演習
調剤報酬請求演習		1	演習
医療機関実習I		1	実習
医療機関実習II		2	実習
プライダル概論		2	
マーケティング		2	
医事コンピュータI		1	演習
医事コンピュータII		1	演習
医事コンピュータIII		1	演習
患者論と医の倫理		2	
臨床検査学		2	
臨床薬理学		2	
メディカル・コミュニケーション論		1	演習
卒業研究	2	2	
基礎経済		2	
実践ビジネス演習I		2	演習
実践ビジネス演習II		2	演習
コンピュータ会計I		1	演習
コンピュータ会計II		1	演習
デジタルマーケティング		2	
図書館概論		2	
図書館情報技術論		2	
図書館制度・経営論		2	
図書館サービス概論		2	
児童サービス論		2	
情報サービス演習I		1	演習
情報サービス演習II		1	演習
図書館情報資源概論		2	
情報資源組織論		2	
情報資源組織演習I		1	演習
情報資源組織演習II		1	演習
図書・図書館史		1	
図書館情報資源特論		1	
図書館実習		1	実習
キャリア基礎論		2	
大学編入実践演習		1	演習
文章表現方法論		2	
面接実践演習		1	演習
医療マネジメント論		2	
メディカルヒューマンリソース		2	
新宮崎創生論I		2	
新宮崎創生論II		2	
DX活用基礎論		2	

3 図書館学に関する科目

現代ビジネス科

図書館学（I）

授業科目	単位数	備考
生涯学習概論	2	
図書館概論	2	
図書館情報技術論	2	
図書館制度・経営論	2	
図書館サービス概論	2	
情報サービス論	2	
児童サービス論	2	
情報サービス演習 I	1	演習
情報サービス演習 II	1	演習
図書館情報資源概論	2	
情報資源組織論	2	
情報資源組織演習 I	1	演習
情報資源組織演習 II	1	演習
図書・図書館史	1	
図書館情報資源特論	1	
図書館実習	1	実習

4 全国大学実務教育協会認定資格に関する科目

(1) 情報処理士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
情報処理演習 I a	1	演習
情報処理演習 I b	1	演習
プレゼンテーション概論	2	
プレゼンテーション演習	1	演習
情報処理概論 I	1	演習
情報処理概論 II	1	演習
情報機器利用フューレゼンテーション演習	1	演習
図書館情報技術論	2	
医療情報学	2	
情報処理演習 II a	1	演習
情報処理演習 II b	1	演習
医事コンピュータ I	1	演習

(2) ビジネス実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備 考
ビジネス実務総論 I	2	
ビジネス実務総論 II	2	
ビジネス実務演習 I a	1	演 習
ビジネス実務演習 I b	1	演 習
情報処理演習 I a	1	演 習
情報処理演習 I b	1	演 習
現代ビジネス論	2	
実践ビジネス演習 I	2	演 習
企業実習 I	1	実 習

(3) 上級ビジネス実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備 考
ビジネス実務総論 I	2	
ビジネス実務総論 II	2	
ビジネス実務演習 I a	1	演 習
ビジネス実務演習 I b	1	演 習
ビジネス実務演習 II a	1	演 習
ビジネス実務演習 II b	1	演 習
経営学総論	2	
現代ビジネス論	2	
情報処理演習 I a	1	演 習
情報処理演習 I b	1	演 習
情報処理演習 II a	1	演 習
情報処理演習 II b	1	演 習
実践ビジネス演習 I	2	演 習
実践ビジネス演習 II	2	演 習
企業実習 I	1	実 習
企業実習 II	1	実 習
基礎経済	2	
フューチャーテーション演習	1	演 習
秘書実務演習 I	1	演 習
秘書実務演習 II	1	演 習

(4) 上級秘書士（メディカル秘書）

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
秘書学概論	2	
秘書実務演習 I	1	演習
秘書実務演習 II	1	演習
医療機関実習 I	1	実習
医療機関実習 II	2	実習
医療秘書学概論	2	
医療用語 I	2	
医療用語 II	2	
健 康 と 疾 病	2	
患 者 論 と 医 の 倫 理	2	
医療関係法規 I	2	
医事コンピュータ I	1	演習
医科診療報酬請求実務 I	2	演習
医科診療報酬請求実務 II	2	演習
医療秘書実務 I	1	演習
医療秘書実務 II	1	演習
医科診療報酬請求実務 III	2	演習
介護報酬請求演習	1	演習
調剤報酬請求演習	1	演習
ビジネス実務演習 I a	1	演習
ビジネス実務演習 I b	1	演習

(5) 実践キャリア実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
キャリアガイダンス I	1	演習
キャリアガイダンス II	1	演習
ビジネス実務総論 I	2	
情報処理演習 I a	1	演習
情報処理演習 I b	1	演習
秘書学概論	2	
実践ビジネス演習 I	2	演習
実践ビジネス演習 II	2	演習
医療機関実習 I	1	実習
医療機関実習 II	2	実習
企業実習 I	1	実習
基礎経済	2	
スタディ・スキル I a	1	演習
プレゼンテーション概論	2	

(6) プレゼンテーション実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
フ。レセシテーション概論	2	
日本語表現 I	2	
日本語表現 II	2	
コミュニケーション英語 I a	1	演習
コミュニケーション英語 I b	1	演習
情報機器利用フ。レセシテーション演習	1	演習
キャリアガイダンス I	1	演習
キャリアガイダンス II	1	演習
コミュニケーションテクサイン演習 I	1	演習
コミュニケーションテクサイン演習 II	1	演習
社会心理学	2	
メテイカル・コミュニケーション論	1	演習
フ。レセシテーション演習	1	演習
企業実習 I	1	実習
実践ビジネス演習 I	2	演習
実践ビジネス演習 II	2	演習
医療機関実習 II	2	実習

(7) こども音楽療育士

保育科

授業科目	単位数	備考
こども音楽療育概論	2	
こども音楽療育演習	1	演習
こども音楽療育実習	1	実習
教育心理学	2	
保育の心理学	1	演習
特別支援教育 I	1	演習
特別支援教育 II	1	演習
音楽心理学概論	2	
心理社会心理学	2	
子どもの保健	2	
子どもと表現(音楽) I	1	演習
子どもと表現(音楽) II	1	演習
器楽 I	1	演習
器楽 II	1	演習
器楽 III	1	演習
器楽 IV	1	演習
器楽活用法	2	演習
器楽活用の基礎	2	演習
音楽と身体表現	2	演習
保育内容「表現」の指導法 I	1	演習

身体表現及び即興演奏法	2	演習
唱 I	2	演習
卒業研究 II	2	

5 全国音楽療法士養成協議会称号に関する科目

(1) 音楽療法士（2種）

保育科

授業科目	単位数	備考
音楽理論	2	
音楽鑑賞法	2	
子どもと表現（音楽）I	1	演習
子どもと表現（音楽）II	1	演習
器楽 I	1	演習
器楽 II	1	演習
器楽 III	1	演習
器楽 IV	1	演習
合唱唱	2	演習
声楽	2	演習
身体表現及び即興演奏法	2	演習
器楽活用法	2	演習
音楽療法概論	2	
音楽療法演習	2	演習
音楽療法総合演習	2	演習
音楽療法実践	2	演習
教職概論	2	
保育原理	2	
子ども家庭福祉	2	
社会福祉論	2	
子どもの保健	2	
保育の心理学	1	演習
教育心理学	2	
保育実習 I b	2	実習
音楽療法実習（前後指導も含む）	2	実習
卒業研究	2	

6 一般社団法人日本知育玩具協会認定資格に関する科目

(1) ベビートイ2級・キッズトイ2級

保育科

授業科目	単位数	備考
おもちゃと絵本 I	1	
おもちゃと絵本 II	1	

7 本学独自資格「発達障がい児サポーター」に関する科目

保育科

授業科目	単位数	備 考
障がいと社会	2	
障がいのある子どもと保育	2	
発達障がい児支援実習	1	実習

8 国立青少年教育振興機構認定資格に関する科目

保育科

授業科目	単位数	備 考
子どもと絵本 I	2	
子どもと絵本 II	2	

別表2 (学則第8条関係)

在籍学科の一般教育科目として

振替え可能な他学科専門教育科目

(1) 保育科

授業科目	単位数		備 考
	必修	選択	
合唱 I	2		演習 人文の分野
声楽	2		演習 人文の分野
音楽鑑賞法	2		人文の分野
音楽理論	2		人文の分野

別表3 (学則第49条関係)

1 専攻科(福祉専攻)開設科目

授業科目	単位数		備 考
	必修	選択	
社会制度論	2		
介護福祉概論 I	6		
介護福祉概論 II	4		
介護福祉概論 III	2		
コミュニケーション技術 I	2		
コミュニケーション技術 II	1		演習
生活支援総論	2		
生活支援技術	1		演習
日常生活支援技術 I	2		演習
日常生活支援技術 II	3		演習
日常生活支援技術 III	3		演習
介護過程総論	4		
介護過程演習	3		演習

介護総合演習	2		演習
介護実習	5		実習
発達老化総論	2		
認知症総論 I	2		
認知症総論 II	2		
障害総論	2		
心身医学概論 I	2		
心身医学概論 II	2		
医療的ケア	4	2	講義・演習
医療的ケア児と保育			

2 本学独自資格「医療的ケア児支援士」に関する科目

専攻科（福祉専攻）

授業科目	単位数	備考
医療的ケア児と保育	2	
社会制度論	2	
コミュニケーション技術 I	2	
コミュニケーション技術 II	1	演習
生活支援総論	2	
生活支援技術	1	演習
日常生活支援技術 I	2	演習
日常生活支援技術 II	3	演習
日常生活支援技術 III	3	演習
発達老化総論	2	
障害総論	2	
心身医学概論 I	2	
心身医学概論 II	2	
医療的ケア	4	講義・演習

別表4（学則第11条関係）

1 文部科学大臣が定める技能資格の単位認定に関する科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
簿記検定 A		1	日商簿記3級
簿記検定 B		2	日商簿記2級
秘書検定 A		1	秘書技能検定2級
秘書検定 B		2	秘書技能検定準1級
漢字検定 A		1	日本漢字能力検定3級
漢字検定 B		2	日本漢字能力検定2級
パソコン検定A		1	パソコン検定準2級
パソコン検定B		2	パソコン検定2級
オフィス A		1	Microsoft office Specialist

			スペシャリストレベル
オフィスB		2	Microsoft office Specialist エキスパートレベル
販売学総論I		2	日本商工会議所販売士3級
販売学総論II		2	日本商工会議所販売士2級